

発議案第 1 号

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び燕市議会会議規則
第14条の規定により提出します。

令和 3 年 3 月 1 9 日 提 出

燕市議会議長 大 原 伊 一 様

提 出 者 燕市議会議会運営委員会

委員長 中 山 眞 二

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年燕市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第3条中「支給する。」の次に「この場合において、選挙された日又は職に就いた日とその月の初日でないときは、日割りによって計算し、その月の議員報酬を支給する。」を加え、同条に次の2項を加える。

2 議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときは、その当月分までの議員報酬を支給する。この場合において、職を離れた日とその月の末日でないときは、日割りによって計算し、その月の議員報酬を支給する。

3 前項の規定にかかわらず、死亡により職を離れたときは、その月まで議員報酬を支給する。

第4条を次のように改める。

第4条 前条第1項後段及び同条第2項後段の計算方法は、第2条に規定する議員報酬の月額にその月の在職日数を乗じた額をその月の日数で除するものとする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附則に次の1項を加える。

(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの議員報酬に関する特例措置)

6 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における議員報酬の月額に係る第2条の規定の適用については、同条中「440,900円」とあるのは「436,600円」と、「365,700円」とあるのは「362,100円」と、「347,800円」とあるのは「344,400円」と読み替えるものとし、当該読み替えにより算出される額は、令和3年6月及び12月に支給する期末手当の額の算出基礎となる期末手当基礎額にも適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。